

令和元年12月12日

令和元年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

議案第62号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月12日 提出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第7条第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。